

Q：団塊の世代の一人です。自分や妻の老後の生活と安心のため、どのような問題を考えたらよいか、アドバイスをお願いします。

A：考えるべき問題点としては、いくつかあります。

1. 老後の安心を考える必要があります。
2. 自分の死後、遺された人への思いやり
 - ①遺された配偶者や子どもの生活
 - ②相続税の負担とシュミレーション
 - ③自宅の承継と小規模宅地等の評価減の特例
 - ④マンションなど不動産購入による節税対策
 - ⑤生前贈与などの活用

1. 老後の安心

①資産の活用と散逸の防止

老後の生計維持について、私も団塊の世代の一人として色々心配な点があります。今の資産をどのように活用するか。子どもが独立して夫婦だけの住まいとなった場合、売却して小さく便利なマンションや賃貸住宅に住んで、余剰資金を老後に充てる、或いは住み続けて金融機関から先行的な融資を受ける制度（リバースモーゲージ）などを活用を検討することになります。

金融資産の活用などは、その種の解説や情報がたくさんありますが、リターンとリスクの諸刃の剣、日頃から関心をもって注意深く取り組んで下さい。

②任意後見制度

最後まで心身共に健康でいたいですね。それでも心配なのは、やがて誰にでも訪れるかも知れない病気や認知症への不安。

成年後見制度は、最近よく知られるようになって来ました。さらに、自分が本当にそのようになってしまったときのために、予め自分で後見人となるべき信頼できる人を選んでお願いしておく制度です。後に述べるように、信託制度と併せて任意後見制度の活用は、これからの老後を考える上での選択肢の一つと思います。

2. 自分の死後、遺された人への思いやり

①老後の資産の確保

団塊の世代の夫婦にとって、どちらかが先にみまかった場合、遺された配偶者の生活が気がかりです。安心して子どもたちに任せられる環境があれば心丈夫ですが、遺された者の生活に必要な相応の資産は手当する必要があります。

②相続税の試算

配偶者や子どもの生活や相続への配慮として、相続が発生した場合に、一体自身の財産はどれくらいなのか、将来の相続税の負担がどのようになるかは、一度具体的に検討しておくで安心です。今般の相続税法の改正に伴い、従前より控除枠や税率に変更があったこと、特に自分が亡くなったあと、配偶者や子どもが自宅に住み続けることが出来るように小規模宅地の評価減の特例制度の利用を考える上で、税理士の先生などに一度試算していただくと、全体像が見えるので、より具体的な対策が見えてくると思います。

③争続の未然防止

自分の死後、遺された配偶者が安心して生活出来るよう、また自分の相続が配偶者や子どもたちが遺産を巡って争う「争続」となってしまっても、お墓の中から指図することも出来ませんから、生前から信託の活用、遺言あるいは遺言代用信託などを検討する必要があります。

特に、信託制度を上手に利用すると、遺言書の限界を超えて、設計次第で生前からの資産の管理や死亡後の相続を含め、色々なバリエーションを選択出来るので、より対応の幅が広がります。

③不動産の購入は得策か。

現金や預貯金などの金融資産は、相続税の関係では、そのままの金額で評価されますので、その資金の一部でマンションなどの不動産を購入すれば、相続における不動産の評価方法の関係で評価が下がり、その分節税になると言われています。確かにその点のメリットはありますが、当該不動産の換価性や賃貸物件としての適否など、全体的なバランスを考えて慎重な検討が必要でしょう。

④相続税対策としての生前贈与

相続財産そのものを減らせば、その分相続税は減ります。

ア．暦年贈与

いわゆる暦年贈与における非課税枠（年間110万円）を活用して、今からこつこつと贈与する。

イ．贈与税の配偶者控除

婚姻期間20年以上

催行2000万円まで（暦年贈与を加えると、2110万円）

居住用不動産、又はその取得の費用の贈与

翌年の確定申告と現実の居住が必要

ハ．相続時精算課税制度

60才以上の父母、祖父母からの贈与

受ける側は、推定相続人で20才以上の子、孫
特別控除枠2500万円で、それ以上は一律20%
届出制、一度選択すると撤回できない。

相続時に贈与時の評価で合算するので、贈与後の値上りの場合にはメリット

ニ、住宅資金贈与

贈与者の子、孫（但し、20才以上）

2000万円以下

居住用家屋の新築、取得、増改築の資金

一定規模の床面積

申告手続きが必要

ホ、教育資金贈与

直系尊属（父母、祖父母）からの贈与

贈与を受けるのは30才未満の者

取り扱い金融機関経由の手続きが必要

3. 老後の生活や相続対策としての信託の活用

最近新聞などで、老後や相続対策として、信託の活用が照会されています。

信託とはどのようなものでしょう。

信託は、住まいに例えて言うなら、注文住宅のように色々自分に合った設計が可能です。そのためには、専門家による的確な設計と建築を担当する工務店にあたる信託会社が、施主の立場で色々配慮してくれる親切な受託者（信託会社や信託銀行）を選ぶことでしょう。

信託制度については、別の項目でご説明します。